

三豊市告示第127号

三豊市スマートハウス等普及促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、三豊市（以下「市」という。）におけるエネルギー利用の最適化及び効率化による温室効果ガス排出量の削減を目的とし、再生可能エネルギーの「創」「省」「蓄」を推進する設備を導入する者又はネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）を建築等する者に対して、予算の範囲内において交付する三豊市スマートハウス等普及促進事業補助金（以下「スマートハウス補助金」という。）に関し、三豊市補助金等の交付手続等に関する規則（平成18年三豊市規則第52号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 市の区域内の住宅で、自ら所有し居住しているもの（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる住宅を含む。）をいう。
- (2) 「創」「省」「蓄」を推進する設備 住宅用太陽光発電システム（以下「発電システム」という。）、住宅用蓄電システム（以下「蓄電システム」という。）、住宅用V2Hシステム（以下「V2Hシステム」という。）及び住宅用エネルギー管理システム（以下「HEMS」という。）をいう。
- (3) ZEH 外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅をいう。
- (4) ZEH基準 経済産業省のZEHロードマップ検討委員会にてとりまとめられたZEHロードマップにおけるZEHの定義を満たしていることをいう。
- (5) BELS 建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づく第三者認証の一つである建築物省エネルギー性能表示制度をいう。
- (6) 次世代自動車 窒素酸化物、粒子状物質等の大気汚染物質の排出が少ない

車又は全く排出しない車で、燃費性能が優れているなどの環境に優しい電気自動車又はプラグインハイブリット車をいう。

- (7) 所有者 スマートハウス補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）に係る所有権を有する者又は有する予定の者をいう。
- (8) 市内業者 スマートハウス補助金の交付申請日において、市税を完納し、かつ、市の区域内で建設業、仲介業、販売業等を営む法人又は市の区域内に住所を有する個人をいう。

（補助対象者）

第3条 スマートハウス補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市の区域内の住宅において、次条第1項に規定するいずれかの事業を行う者
- (2) 補助対象設備がZEHである場合は、第10条に規定するスマートハウス補助金の交付申請を行う日において、市の区域内の住宅に居住し、その所有者であること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 補助対象設備の導入に係る契約者が補助対象経費の領収者と同一の者であること。ただし、補助対象者と同一世帯にある者は、それを証する書類を申請書に添えて市長に提出した場合に限り、補助対象者と同等の者として扱うことができる。
- (5) 補助対象者及びその者と生計を一にする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又はこれらに準ずるものの構成員に該当しないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、補助対象者としな

- (1) 相続、贈与等により対価を伴わず取得した者
- (2) 本告示、三豊市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱（平成22年三豊市告示第74号）又は三豊市ZEH支援・地域経済活性化事業補助金交付要綱（令和5年三豊市告示第116号）による補助金の交付を受けた者で、引き続き補助を受けて導入した設備を所有し、当該設備と同種の補助を受けようとするもの。ただし、補助を受けて導入した設備が減価償却資産の耐用年

数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める法定耐用年数を経過している場合は、この限りでない。

（補助対象事業、補助対象経費及びスマートハウス補助金の額）

第4条 補助対象事業は、次の補助対象設備を導入する事業で、別表第1に定める要件を満たすものとする。

- (1) 発電システム 住宅の屋根等に太陽電池モジュールを導入し、太陽光を利用して電気に変換する設備
- (2) 蓄電システム 電力を繰り返し蓄え、必要に応じて電気を住宅に供給できる設備
- (3) V2Hシステム 次世代自動車に搭載された蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅の電力として使用できるようにし、自動車及び住宅において電力を相互に供給する設備
- (4) HEMS 住宅で使用する空調、照明等の電力使用量を個別に計測及び蓄積ができ、電力使用量の「見える化」を図る設備
- (5) ZEH ZEHを構成する設備のうち、高断熱外皮、空調設備、換気設備、照明設備、給湯設備（燃料電池を除く。）及び再生可能エネルギー発電設備

2 次に掲げる補助対象設備の組合せは、補助対象としない。

- (1) ZEHと発電システム
- (2) ZEHとHEMS
- (3) 蓄電システムとV2Hシステム

3 補助対象経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）及びスマートハウス補助金の額は、別表第2に定める。ただし、国、香川県又は市の制度による他の補助金を受けている場合、又は補助金を受ける予定がある場合は、当該補助金の額を補助対象経費から減算するものとする。

（スマートハウス補助金の加算）

第5条 補助対象者が市内業者と工事請負契約を締結し、ZEHを新築し、若しくは改修した場合、又は市内業者からZEHを購入した場合は、別表第2に定めるスマートハウス補助金の額に30万円を加算する。

（予約申請）

第6条 スマートハウス補助金の交付を受けようとする者（以下「予約申請者」という。）は、補助対象事業の着手前（ZEHを除く。第4条第1項の補助対象

設備を有する住宅（以下「システム等付き住宅」という。）を購入する場合は、当該住宅の購入前に、スマートハウス等普及促進事業補助金予約申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書又は不動産売買契約書の写し（補助対象経費の内訳が明記され、発電システム又はZEHにあっては太陽電池モジュールの最大出力（kW）、蓄電システムにあっては蓄電容量（kWh）が確認できるもの）
- (2) 補助対象設備を導入する予定の場所が確認できる地図
- (3) 補助対象設備が発電システムである場合は、次に掲げる書類
 - ア 工事着工前の現況を確認できるカラー写真
 - イ システム等付き住宅を購入する場合は、購入予定住宅の全体写真及び補助対象設備が導入された場所のカラー写真
- (4) 補助対象設備が蓄電システム、V2Hシステム又はHEMSの場合は、次に掲げる書類
 - ア 工事着工前の現況を確認できるカラー写真
 - イ システム等付き住宅を購入する場合は、購入予定住宅の全体写真及び補助対象設備が導入された場所のカラー写真
 - ウ 蓄電システム、V2Hシステム又はHEMSの規格等が確認できるカタログ等
- (5) 補助対象設備がZEHである場合は、次に掲げる書類
 - ア BELS評価書の写し
 - イ 市内業者の完納証明書（発行日から3か月以内のもの。第5条の規定によりスマートハウス補助金に加算が適用される場合に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による予約申請は、先着順に受け付けるものとする。

（予約番号通知）

第7条 市長は、前条第1項の規定により予約申請があった場合で、速やかにその内容を審査し、予約の受付を決定したときは、スマートハウス等普及促進事業補助金予約番号通知書（様式第2号）により、予約申請者に通知するものとする。

2 スマートハウス補助金の予約の申請額が、予算額の範囲を超えた場合は、スマートハウス等普及促進事業補助金繰越番号通知書（様式第2号の2）により、

繰越番号を通知するものとする。

- 3 市長は、予約申請の取下げ等により予算が確保できたときは、繰越番号の順に予算の範囲内で予約申請を受理するものとする。この場合において、予約申請の受付をもって、スマートハウス補助金の交付を確定するものではない。

(補助事業の変更、中止又は廃止の承認申請)

第8条 前条第1項の規定によりスマートハウス補助金の予約番号の通知を受けた者(以下「補助事業予約者」という。)は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめスマートハウス等普及促進事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)に市長が別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助事業の変更、中止又は廃止の承認)

第9条 市長は、前条の規定により承認申請があった場合で、速やかにその内容を審査し、承認するときは、スマートハウス等普及促進事業補助金変更(中止・廃止)承認通知書(様式第4号)により、当該補助事業予約者に通知するものとする。

(交付申請)

第10条 補助事業予約者は、補助事業が完了したときは、スマートハウス等普及促進事業補助金交付申請書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の実施に係る領収書及び内訳書の写し(補助対象経費が確認できるもの)
- (2) 補助対象者が市の区域内に居住していることを証する住民票の写し(発行日から3か月以内のもので、本籍地及びマイナンバーの記載がないものに限る。)
- (3) 市税の滞納がないことの証明書(発行日から3か月以内のものに限る。補助対象設備の所有が共有名義の場合は、補助対象者及び共有者のもの)
- (4) 補助対象設備が導入された建物全体が確認できるカラー写真
- (5) 三豊市スマートハウス等普及促進事業補助金の交付に関する誓約書(様式第6号)
- (6) 補助対象設備が発電システムである場合は、次に掲げる書類
ア 電気事業者との電力需給契約書の写し

- イ 太陽電池モジュールの製造番号表（様式第7号）
- ウ 発電システムの保証書の写し
- エ 発電システムの導入状況を示すカラー写真（太陽電池モジュールの枚数、パワーコンディショナーの型式名、製造番号及び定格出力が確認できるもの）

(7) 補助対象設備が蓄電システムである場合は、次に掲げる書類

- ア 電気事業者との電力需給契約書の写し
- イ 蓄電システムの保証書の写し
- ウ 蓄電システムの導入状況を示すカラー写真（機器本体、型式名及び製造番号が確認できるもの）
- エ 一般社団法人太陽光発電協会が発行する「再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定について」の写し又は電気事業者が発行する蓄電池の導入の内容が確認できる書面の写し（既存の発電システムに蓄電システムを併設した場合に限る。）

(8) 補助対象設備がV2Hシステムである場合にあっては、次に掲げる書類

- ア 電気事業者との電力需給契約書の写し
- イ V2Hシステムの保証書の写し
- ウ V2Hシステムの導入状況を示すカラー写真（機器本体、型式名及び製造番号が確認できるもの。）
- エ 一般社団法人太陽光発電協会が発行する「再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定について」の写し、又は電気事業者が発行する蓄電池の導入の内容が分かる書面の写し（既存の発電システムに蓄電システムを併設した場合に限る。）

(9) 補助対象設備がHEMSである場合にあっては、次に掲げる書類

- ア 電気事業者との電力需給契約書の写し
- イ HEMSの保証書の写し
- ウ HEMSの導入状況を示すカラー写真（機器本体及び計測装置が確認できるもの。）

(10) 補助対象設備がZEHである場合にあっては、次に掲げる書類

- ア 所有者が記載されているZEHを導入した住宅（土地を取得した場合は、当該土地を含む。）の登記事項証明書（発行から3箇月以内のものに限

る。)

イ 工事請負契約書及び不動産売買契約書の写し（変更契約があった場合に限り。）

ウ ZEH基準を満たすために導入したものが確認できるカラー写真（高断熱外皮、空調設備、換気設備、照明設備、給湯設備及び再生可能エネルギー発電設備）

(11) その他必要な書類

(交付決定等)

第11条 市長は、前条の規定により交付申請があった場合で、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべきスマートハウス補助金の額を決定し、スマートハウス等普及促進事業補助金交付決定通知書（様式第8号）により、補助事業予約者に通知するものとする。

2 市長は、前項に審査において必要があると認めるときは、実地に調査等を行うことができる。

(交付請求)

第12条 前条第1項の規定により交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知を受けた日から起算して30日以内に、スマートハウス等普及促進事業補助金請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により請求があったときは、速やかにスマートハウス補助金を交付するものとする。

(補助対象設備の処分制限)

第13条 補助事業者は、第11条第1項の規定による交付決定日から法定耐用年数を経過するまでの間は、市長の承認を受けずに当該補助対象設備の処分（譲渡、交換、貸付又は廃棄に供することその他スマートハウス補助金の交付目的に反する行為をいう。）をしてはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめスマートハウス等普及促進事業補助金財産処分承認申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により処分承認申請があった場合で、その内容を審査し、財産の処分を承認したときは、スマートハウス等普及促進事業補助金財産処分承認通知書（様式第11号）により、補助事業者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により市長の承認を受けて補助事業者が補助対象設備を処分した場合において、補助事業者が収入があったときは、その収入額がスマートハウス補助金の交付決定金額と同額又はそれを上回る場合はスマートハウス補助金の交付決定金額の全部を、スマートハウス補助金の交付決定金額に満たない場合はその収入額を市に納付させることができる。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、スマートハウス補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段によりスマートハウス補助金の交付を受けたとき。
- (2) スマートハウス補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 前条第1項の規定に違反して取得した財産を処分したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定に基づきスマートハウス補助金の交付決定を取り消す場合は、スマートハウス等普及促進事業補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により補助事業者へ通知するものとする。この場合において、市長は、当該取消しに関し既にスマートハウス補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(定期報告)

第15条 補助事業者は、補助対象設備が発電システム又はZEHの場合は、スマートハウス補助金が交付された日が属する年度の翌年度の4月から発電量、電力使用量等に関し、スマートハウス等普及促進事業に係る定期報告書(様式第13号)を市長が定める期限までに提出しなければならない。

2 前項の規定による報告の期間は、2年とする。

(協力事項)

第16条 補助事業者は、市が取り組む脱炭素化の推進に係る事項について、協力しなければならない。

(スマートハウス補助金の返還)

第17条 市長は、スマートハウス補助金の交付を受けた補助事業者が第13条第1項の規定による承認を受けずに、補助対象設備を処分したときは、交付したスマートハウス補助金の全部について、市が請求した日から30日以内に返還するものとする。

(スマートハウス補助金の返還免除)

第18条 前条の規定によりスマートハウス補助金の全部を返還する場合において、その事由が天災地変（暴風、地震、落雷、洪水等）による破損その他自己の責めに帰すべき事由以外の事由で当該補助対象設備を処分する場合は、スマートハウス補助金の返還を免除する。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(三豊市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱の廃止)

2 三豊市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱（平成22年三豊市告示第74号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の際現に附則第2項の規定による廃止前の三豊市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱第11条から第14条までの規定は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

(三豊市ZEH支援・地域経済活性化事業補助金交付要綱の廃止)

4 三豊市ZEH支援・地域経済活性化事業補助金交付要綱（令和5年三豊市告示第116号）は、廃止する。

(経過措置)

5 この告示の施行の際現に附則第4項の規定による廃止前の三豊市ZEH支援・地域経済活性化事業補助金交付要綱第14条から第17条までの規定は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

別表第1（第4条関係）

補助対象設備	補助要件
1 発電システム	ア 住宅の屋根等に太陽電池モジュールを新設又は増設し、太陽光を利用して発電するシステムで、電気事業者と系統連系に伴う電力需給に関する契約を締結しているもの イ 電気事業者との太陽光発電の導入に伴う系統連系で余剰

	<p>配線方式を選択していること。</p> <p>ウ 電気事業者との電力受給契約者及びシステム等の領収者が同一であること。</p> <p>エ 太陽電池モジュール及びパワーコンディショナーが未使用品であり、賃貸借契約等による導入でないもの</p> <p>オ これまでにZ E Hの導入に係る補助を受けていないこと。（法定耐用年数を経過している場合を除く。）</p>
2 蓄電システム	<p>ア 蓄電池から供給される電気を当該蓄電システムが導入される住宅において消費することを目的として導入されるもの</p> <p>イ 国の補助事業における補助対象機器として登録されているもの</p> <p>ウ 電気事業者との電力受給契約者及びシステム等の領収者が同一であること。</p> <p>エ 電気事業者と電力受給契約を締結している発電システム又は締結していた発電システムと連携されるもの</p> <p>オ 蓄電池及び電力変換装置が未使用品で、賃貸借契約等による導入でないもの</p> <p>カ これまでにV 2 Hシステムの導入に係る補助を受けていないこと。（法定耐用年数を経過している場合を除く。）</p>
3 V 2 Hシステム	<p>ア 国の補助事業における補助対象機器として登録されているもの</p> <p>イ 電気事業者との電力受給契約者及びシステム等の領収者が同一であること。</p> <p>ウ 電気事業者と電力受給契約を締結している発電システム又は締結していた発電システムと連携されるもの</p> <p>エ V 2 Hシステムが未使用品で、賃貸借契約等による導入でないもの</p> <p>オ これまでに蓄電システムの導入に係る補助を受けていないこと。（法定耐用年数を経過している場合を除く。）</p>

4 HEMS	<p>ア 電気事業者と電力受給契約を締結している発電システム又は締結していた発電システムと連携されるもの</p> <p>イ 電気事業者との電力受給契約者及びシステム等の領収者が同一であること。</p> <p>ウ 居住者が使用する空調、照明等の電力使用量を個別に計測及び蓄積ができること。</p> <p>エ 電力使用量の「見える化」が図られていること。</p> <p>オ ECHONET Lite 規格を標準的なインターフェースとして搭載していること。</p> <p>カ 空調、照明等の電力使用を調整するための制御機能を有していること。</p> <p>キ これまでにZEHの導入に係る補助を受けていないこと。（法定耐用年数を経過している場合を除く。）</p>
5 ZEH	<p>ア 市の区域内において新築若しくは購入し、又は自らが所有する既存住宅を改修するもの</p> <p>イ 不動産登記法（平成16年法律第123号）の規定による建物の権利に関する登記を行い、又は登記を行う予定の住宅で、登記の日から3か月以内のものであること。（改修による場合は除く。）</p> <p>ウ 第2条第4号で定めるZEH基準を満たすもの</p> <p>エ これまでに発電システム又はHEMSの導入に係る補助を受けていないこと。（法定耐用年数を経過している場合を除く。）</p>

別表第2（第4条関係）

補助対象設備	補助対象経費及びスマートハウス補助金の額
1 発電システム	<p>(1) 補助対象経費</p> <p>ア 太陽電池モジュール</p> <p>イ パワーコンディショナー</p> <p>ウ 発電システムの導入に係る付属設備費</p>

	<p>エ 発電量データ収集用設備費</p> <p>オ 発電システムの導入に係る配線器具</p> <p>カ 発電システムの導入に係る工事費</p> <p>(2) スマートハウス補助金の額 基礎額2万円に発電システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力の合計値(単位はキロワットとし、その値に1キロワット未満の端数があるときは、小数点以下2位未満の端数は切り捨てる。)を乗じて得た額。ただし、10万円を限度とする。</p>
<p>2 蓄電システム</p>	<p>(1) 補助対象経費</p> <p>ア 定置用リチウム蓄電池</p> <p>イ パワーコンディショナー</p> <p>ウ 蓄電システムの導入に係る配線器具</p> <p>エ 蓄電システムの導入に係る工事費</p> <p>(2) スマートハウス補助金の額 10万円。ただし、補助対象経費が10万円未満の場合は、補助対象経費の額(千円未満の端数は、切り捨てる。)</p>
<p>3 V2Hシステム</p>	<p>(1) 補助対象経費</p> <p>ア V2H機器本体</p> <p>イ パワーコンディショナー</p> <p>ウ V2Hシステムの導入に係る配線器具</p> <p>エ V2Hシステムの導入に係る工事費</p> <p>(2) スマートハウス補助金の額 10万円。ただし、補助対象経費が10万円未満の場合は、補助対象経費の額(千円未満の端数は、切り捨てる。)</p>
<p>4 HEMS</p>	<p>(1) 補助対象経費</p> <p>ア HEMS機器本体(データ集約機器、通信装置、制御装置及びモニター装置。パソコン、タブレット、スマートフォン及びテレビは、対象外とする。)</p> <p>イ 計測装置(電力使用量の計測に係る電力量センサ、タップ型電力量計、計測機能付分電盤等)</p>

	<p>(2) スマートハウス補助金の額 補助対象経費に4分の1を乗じて得た額（千円未満の端数は、切り捨てる。）。ただし、5万円を限度とする。</p>
5 Z E H	<p>(1) 補助対象経費 Z E Hを構成する設備のうち、高断熱外皮、空調設備、換気設備、照明設備、給湯設備（燃料電池を除く。）及び再生可能エネルギー発電設備。ただし、補助対象住宅が店舗併用住宅の場合は、補助対象経費の総額に居住部分の面積の割合を乗じて得た額</p> <p>(2) スマートハウス補助金の額 25万円。ただし、補助対象経費が25万円未満の場合は、補助対象経費の額（千円未満の端数は、切り捨てる。）</p>